

すいたフェスタ 2026 募集要項

【実施目的】

「市民一人ひとりに吹田の歴史を知ってもらい、次の世代に伝え・育み、あわせて地元商工業の発展に寄与する」ことの実現に向け、参加者・来場者が集い・憩い・楽しむための飲食物等の出店者を募ります。ぜひ、ご参画のほどよろしくお願いいたします。

【申込について】

1. 募集期間 : 令和8年(2026年)5月1日(金)から5月29日(金)まで
2. 申込方法 : 募集要項の内容を全て確認したうえ、すいたフェスタ実行委員会事務局の Web 申込フォームからお申込みください。また、店舗 PR 用写真1枚提出が必要です。
※申し込みに Google アカウントが必要です。
3. 申込先 : 下記、URL から【 > 模擬店申込フォーム(外部リンク) 】よりお申込みください。
<https://www.city.suita.osaka.jp/bunka/1018354/1018358/1027384.html>
4. 選考結果 : 6月下旬
5. 説明会 : 9月上旬 (説明会の様子を YouTube で配信予定)
説明会資料の配布予定 8月下旬~9月上旬
※詳細は出店者に改めてお知らせします。

【募集要項】

1. タイトル : すいたフェスタ 2026
2. 主催 : すいたフェスタ実行委員会
3. 企画 : すいたフェスタ実行委員会
4. 開催日 : 2026年10月12日(月・祝)
5. 会場 : 万博記念公園 お祭り広場・上の広場・下の広場
6. 営業時間 : 10時00分~20時00分(ラストオーダー19時30分)
※上の広場は17時00分終了。
7. 所在地 : 大阪府吹田市千里万博公園 1-1
8. 出店数 : 飲食店、物販店、ワークショップブース 50 店程度(実行委員会にて選考)
9. 内容 : 地元のフード、物販店が集合
10. 来場目標 : 約2万人(すいたフェスタ 2025 実績 約2万人)
11. 出店料 : キッチンカー 45,000 円
テント(ワークショップ) 25,000 円
テント(飲食・物販) 40,000 円
※開催中止の場合でも、出店料や諸費用は返金しません。予めご了承ください。

12. 応募資格 : ①構成員が大阪府暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。設備・備品、材料等の仕入れや人員手配においても同様であること。

②飲食物を調理して販売する場合は、露店による食品営業許可・自動車販売営業等の許可証の写しを令和8年(2026年)7月31日までに提出できるもの。

※提出期限までに必要書類の提出がない場合は出店を取り消します。

13. 選考 次の2点を優先し選考を実施する。

①吹田市内に店舗もしくは事業所等があること

②吹田市内で活動していること

14. 出店場所 出店広場および出店場所は実行委員会で決定します。予めご了承ください。

①お祭り広場 : キッチンカー、飲食、ワークショップ、販売

②上の広場 : ワークショップ

③下の広場 : キッチンカー

15. その他 : ①8月下旬頃に手引きを送付します。必ず全ての内容をご確認ください。

②販売価格を調整させていただく場合があります。また、出店場所は実行委員会で決定します。予めご了承ください。

③開催中止の場合でも、出店料や諸費用は返金しません。お支払い後に辞退された場合や出店が取り消された場合も同様です。

④募集要項や出店注意事項に関し、実行委員会の指示に従わない場合や不適切な行為を発見した場合は、直ちに出店を取り消します。また、次回以降の出店もお断りします。手続きに関する虚偽の申告も同様です。この際、お支払い済みの出店料や諸費用は返金しません。

⑤子供が多数来場するため、刺青やタトゥーなどが見えないように配慮してください。

【出店要項】

●ブースサイズ

テント出店(飲食・物販):2.7m(販売間口)×3.6m(奥行)

テント出店(ワークショップ):5.4m(販売間口)×3.6m(奥行)

キッチンカー出店:3m×6m

テント出店を希望される方で、2ブース使用される方は、申込時に2ブースと記載してください。出店料は2ブース分(飲食・物販:80,000円)必要となります。

テント出店(ワークショップ)については、1ブースで5.4m×3.6mとなります。

●基本設備について

・出店テント(スペース2.7m×3.6m)

机2台、椅子2脚、蛍光灯1灯、使用可能電力1.5kw(夜間照明含む)

・出店テント(スペース5.4m×3.6m)

机4台、椅子4脚、蛍光灯2灯、使用可能電力3kw(夜間照明含む)

・キッチンカー

使用可能電力 3kw (コンセント 2 個口)

※机、椅子の持ち込みは可能です。

※電気の追加は容量に限りがあります。容量を超える場合は調整させていただきます

安全管理のため、個別の発電機の持ち込みは禁止です。また、会場内は風が強いため、テント、パラソルの設置は禁止です。

※出店テントの背面に備品等を置くことは可能ですが、他店の迷惑とならないよう、整理整頓に努めてください。なお、出店場所によっては背面に備品を置けない場合があります。出店場所を確認の上、備品等の配置を検討してください。

※電力使用料は実行委員会が負担します。

●その他(有料)

・追加電気 5,500 円 1 口 / 1.5kw

※テント出店者は 1.5kw、キッチンカー出店者は 3kw を超える場合は、別途追加電源の申込みをしてください。

※過去に使用電力を少なく申告された出店者の影響で、電力不足が頻繁に発生し、他の出店者にも支障が出ました。使用電力は、適正な使用量を申告してください。

●キッチンカー出店をご希望の方

車両での販売のみとなります。

※キッチンカー前にテントを設置しての販売は安全確保のため、禁止です。なお、来場者へのスムーズな対応のために、キッチンカーの横で商品の受け渡しは可能です。他の出店者とスペースの調整をしてください。

※キッチンカーの背面に持参した備品等を置くことは可能ですが、他店の迷惑とならないよう、整理整頓に努めてください。

※キッチンカー前・横・背面での調理は出来ません。また、同様に販売も出来ません。

●営業について

10 時 00 分～20 時 00 分 (ラストオーダー 19 時 30 分)

※上の広場のみ、17 時 00 分終了。

※営業時間は厳守してください。

営業時間外の営業を発見した場合は、次回以降の出店をお断りする場合があります。

●営業許可証の掲出について

イベント当日はブースの見えやすいところに「飲食店営業許可証」(写し可)の紙面を必ず掲出してください。パソコン等によるデジタル機器での掲出は認めません。また、営業許可証を掲示されるまで、営業開始は許可できません。

露店で取り扱うことができる食品は原則、出店先での調理の工程が簡易であり、提供する直前に加熱する食品に限定されています。販売する食品が提供可能な食品かどうか不明の場合は、予め吹田市保健所に

確認するなどしてください。

吹田市保健所から販売食品に関する問い合わせがあった場合は、出店者に食品の詳細を確認する場合があります。また、イベント当日、販売不可の食品の提供が判明した場合、即時の出店中止と、次回以降の出店をお断りします。

●アルコールの販売に関して

アルコール販売時には、年齢確認の徹底など、未成年者への販売をしないための取組をお願いします。

また、本イベントで販売するビール類（ビール、発泡酒、発泡酒②）及びその他のアルコール商品（日本酒を除く）は、指定銘柄のみの販売となります。予めご了承ください。

なお、社会状況等によっては、アルコール販売を禁止とする場合もあります。そのほか、イベント開催中にアルコールに起因するトラブルが発生した場合は、全店でアルコール販売を即時中止とさせていただきます。

●木の子ども通貨 mocca（モッカ）の取組について

すいたフェスタでは、子どもたち向けのイベントを実施します。子ども達が各店舗のお仕事をお手伝い（主にお店への誘客のための声掛け等）し、木の通貨 mocca を稼ぎます。mocca は、1枚 100 円として、すいたフェスタ店舗で自由にお買い物できます。（使用した mocca は、イベント当日中に換金させていただきます。）詳細は別紙を確認してください。出店が決定した店舗は、mocca への参加が必須となります。予めご了承ください。

●広報活動について

本イベントをより多くのお客様に知っていただくため、各出店者様におかれましても SNS 等での告知・広報活動を積極的に行っていただきますようお願いいたします。出店内容やおすすめ商品などを具体的に発信していただくことで集客効果の向上につながります。

●火気の取り扱いについて

火気を取り扱う場合は、ブース内に消火器を設置してください。火気を取り扱う場合は消防署への申請が必要です。実行委員会で取りまとめ申請します。消火器は各自でご用意ください。

●ゴミについて

すいたフェスタ 2026 はエコイベントを宣言し、環境への配慮を推進しています。排出ゴミは全て出店者が持ち帰り、会場内のエコステーション等にごみを出さないでください。ルール違反が判明した場合、次回以降の出店をお断りいたします。

●駐車場について

万博記念公園の駐車場は来園者専用です。出店者は公園内の出店者専用駐車場を利用してください。

駐車費用 1,650円／台

●合理的配慮について

令和6年(2024年)4月1日から、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されています。そのため、障がいの特性に応じたコミュニケーションについて必要かつ合理的な配慮を行ってください。

具体的に実施していただく内容は次のとおりです。

- ・筆談可能 POP の準備・掲出
- ・筆談ボードの準備・当日の対応
- ・吹田市が求める手話のあいさつ3つについて、従業員への習得

【その他】

- 販売商品は早い時間に完売しないように数量の調整をしてください。
- テント外での客引き行為は禁止です。客引き行為を発見した場合は、次回以降の出店をお断りします。
- 多文化共生の観点から、可能な限り英語メニューも作成してください。
- 出店料や諸費用の請求書を9月上旬頃に送付します。※請求書に記載する期日までに入金を確認できない場合は、出店取り消しとなります。
- 出店可否の連絡後に、期限内に必要な書類を提出しない場合は、出店取り消しとなります。
必要書類(予定) 模擬店届出書、従業員名簿、誓約書、喫煙同意書、販売レイアウト
- 開催中止に伴う損害や不利益、天候不順による影響に関し、実行委員会では一切の責任を負いません。
また、出店料や諸費用は返金しません。
- 出店料や諸費用のお支払い後の出店辞退や、出店が取り消された場合も返金しません。
- その他、実行委員会の指示を厳守し、適切かつ安全なイベント運営に努めてください。

【お問合せ・お申込み】

すいたフェスタ実行委員会事務局

担当:深尾・梶屋

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

TEL.06-6384-2145/FAX.06-6384-1292

mail:festa-event@city.suita.osaka.jp